

精神保健福祉法の概要等について

【参考資料3】

正式名称：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日施行)

目的

障害者基本法の基本的な理念にのっとり、精神障害者の権利の擁護を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者総合支援法と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

※「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患を有する者をいう。

令和4年改正法のポイント(虐待防止関係) 令和6年4月施行

精神科病院における障害者虐待防止対策の一層の強化のため、精神保健福祉法(以下「法」)を改正

1. 精神科病院における虐待防止措置の義務化

精神障害者の患者に対する虐待への対応について、従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を精神科病院の管理者に義務付ける。

2. 虐待を発見した者から都道府県への通報の義務化

精神科病院の業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県に通報することを義務付ける。

3. 公表

都道府県は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表するものとする。

定義 (R5.11 厚労省通知より)

(1) 精神科病院における業務従事者による障害者虐待

精神科病院において入院医療を受ける精神障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいい、具体的には(2)に定めるとおりとする。

- ① 障害者虐待防止法第2条第7項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当すること。
- ② 精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による障害者虐待防止法第2条第7項第1号から第3号までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること。

(2) 虐待行為の分類について

- ① **身体的虐待**: 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること(障害者虐待防止法第2条第7項第1号)
- ② **性的虐待**: 障害者においせつな行為をすること又は障害者をしておいせつな行為をさせること(障害者虐待防止法第2条第7項第2号)
- ③ **心理的虐待**: 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の精神障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと(障害者虐待防止法第2条第7項第3号)
- ④ **放棄・放置**: 精神障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該精神科病院において医療を受ける他の精神障害者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の業務従事者としての業務を著しく怠ること(法第40条の3第1項第2号)
- ⑤ **経済的虐待**: 精神障害者の財産を不当に処分することその他精神障害者から不当に財産上の利益を得ること(障害者虐待防止法第2条第7項第5号)

虐待防止対策(R5.11 厚労省通知より) ②虐待を発見した者から都道府県への通報の義務化

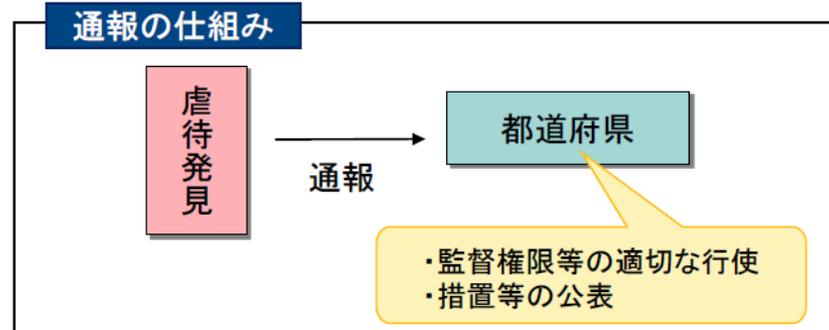
(1) 虐待の通報等

精神科病院において、虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに都道府県に通報しなければならない。また、虐待を受けた精神障害者は都道府県に届け出ることができる。

(2) 虐待通報への対応の流れ

- ① 通報等を受けた都道府県において、通報内容等に基づき「虐待通報受付票」を作成
- ② 「虐待通報受付票」に基づき、担当部局の管理職及び職員で構成される「担当部局会議」にて初期対応の検討を行う。
- ③ 事案や緊急性に応じ、精神科病院への文書照会や立入検査により虐待の事実確認を行う。
- ④ ③による事実確認等に基づき「対応方針決定シート」を作成
- ⑤ 「対応方針決定シート」に基づき、担当部局の職員と外部有識者等で構成される「虐待対応ケース会議」を開催し、虐待事実の判断及び対応方針を決定
- ⑥ 虐待事案と認定した場合は、改善命令等を実施する。

通報の仕組み



精神科病院における精神障がい者への虐待防止に向けた県の取組について

法に基づき精神科病院に対して定期的実施している「精神科病院実地指導検査」において、虐待や虐待が疑われる行為の有無、虐待防止措置が適切に実施されているか等の確認及び指導を行っていく。

令和6年度に虐待を認定した事案については、当該精神科病院への改善命令に対する改善結果の実施状況を確認した。